

安平町高齢者生活共同施設

ぽっぽ苑

～入居のしおり～



●安平町高齢者生活共同施設「ぽっぽ苑」

住 所：〒059-1931 勇払郡安平町追分中央1番地66

電 話：0145-25-4525

●担当課

担当課：住民サービス課住民サービスグループ

住 所：〒059-1931 勇払郡安平町追分中央1番地40（ぬくもりセンター内）

電 話：0145-25-2411

.....入居にあたって.....

このしおりは、ぽっぽ苑について記載しています。退去まで無くさないよう大切に保管してください。

1. 入居手続き・引越しについて

(1) 引越しについて


引越し日が決まったら、必ず事前に役場住民サービス課へご連絡のうえ、引越しを行ってください。

部屋の鍵は、入居日に施設職員からお渡ししますので、各自責任をもって保管してください。紛失した場合、鍵の作成は自己負担となります。

(2) 入居の手続き

① 役場での手続き

入居に当たって、住所変更を行うため以下の手続きが必要になります。入居日が決まったら、役場で次の手続きをしてください。

手続き	窓口	
	役場総合庁舎（早来）	役場総合支所（追分）
① 転居届	税務住民課 住民生活グループ	住民サービス課 住民サービスグループ
② 国民健康保険 （後期高齢者医療保険）	健康福祉課 国保・介護グループ	
③ 介護保険		
④ 水道・下水道使用中止届	水道課 業務グループ	

② 電話・緊急通報システムについて

自宅で使用中の電話機を、入居されるお部屋へ移設することができます。手続きは各自で行ってください。

体に心配のある方は、緊急事態に備えて「緊急通報システム」の設置をお勧めしています（電話回線の契約が必要になります）。現在使用中の方は、役場で機器の移設を行いますので、入居手続き時にお伝えください。

③ その他手続き

郵便局にて「郵便物の移転届」、現在お住まいの「電気・ガス等の使用中止の届け出」を行ってください。

2. 施設について

(1) 居室について

居室の畳部分へ、防炎加工が施されたカーペットを敷いてください。また、カ

ーテン（レースカーテン、のれん含む）も防炎加工が施されたものをお使いください。

ご自宅から持ち込む荷物について制約はありませんが、居室の大きさにそぐわないものの持ち込みはお控えください。ペットの飼育はできません。

居室内では、喫煙以外の火気の使用を一切禁止しています。火事の原因となるため、喫煙後は必ず消火を確認し、吸い殻は各自で責任をもって始末してください。寝たばこは絶対にしないでください。

（2）物品庫について

施設内に物品庫が2カ所あり、その中に物を保管することができます。棚が設けられているので、割り当てられた棚をお使いください。範囲を超えて使用した場合、持ち主がわからなくなったり煩雑になるので、必ず指定された範囲のみ使用してください。

（3）共用部について

廊下、食堂、洗濯室（洗濯機・乾燥機）、談話コーナーは、入居者の皆さんで使用しています。私物は置かず、きれいに使うよう心掛けてください。

洗濯室には共用の物干しを設置していますが、限られたスペースのため、利用者同士譲り合ってご利用いただき、干している洗濯物の管理は各自で行ってください。

（4）花壇について

苑敷地内、中庭には花壇があります。各居室のお部屋スペース分をお使いいただいて構いません。雑草などの管理や花壇隣接者とのトラブルが無いよう、各々で話し合いながら、また芝生を傷めないようにご利用ください。



3. 生活について

（1）外出・外泊について

外出・外泊の制約はありませんが、必ず施設職員に「いつから」「いつまで」「どこへ行く」のかを伝えてから外出・外泊してください。事前にわかっている予定がある場合は前もって伝えていただき、無断での外泊は絶対にしないでください。なお、途中で外泊・外出の予定が変更になった場合も、必ずぽっぽ苑に連絡してください。なお、家族の方がぽっぽ苑に宿泊される際は事前に申し出てください。

ぽっぽ苑の玄関は、午後8時から午前7時まで施錠されています。緊急の場合以外、外出は控えてください。外出先から8時を過ぎても帰宅できない場合、必

ずぽっぽ苑に連絡してください。また、午前7時前に外出される場合は施設職員へ相談してください。

(2) 入浴について

入浴は、ぬくもりの湯を利用していただきます。入居時にお渡しする「ぬくもりの湯入浴許可証」を提示すると、月・水・金曜日は無料で入浴することができます。施設職員へ湯の利用を申し出たうえ、午後1時～午後4時、午後6時～午後7時30分までの間に入浴してください。ご自身での入浴が困難な場合、サービスを利用するなど、衛生管理に努めてください。



なお、月・水・金曜日以外に入浴したい場合、ぬくもりの湯で入浴料をお支払いいただければ入浴が可能です。ぬくもりの湯との連絡通路が午後12時30分から午後4時まで開放していますのでご利用ください。

(3) 役場での手続き・支払について

使用料等の支払いや各種手続きで役場総合支所（ぬくもりセンター）窓口を利用される場合、ぬくもりの湯とぬくもりセンターの出入り口を開放しますので、ぬくもりの湯職員にお申し付けください。

(4) ゴミの始末について

各居室で出たゴミは、各自で指定されたごみ袋に分別し、指定された曜日の午前8時30分までにごみステーションへ運んでください。ゴミ出しは原則として各自で行いますが、身体的理由でどうしてもできない場合は施設職員へ相談してください。

(5) 給食について（利用者のみ）

希望された方へ毎日3食提供します。外泊や体調等の自己都合で利用しない日があっても、給食費は月額30,000円となります。ただし、入院等やむを得ない理由の場合、食事をとらない日数分を減額して費用を徴収します。なお、退院等で食事を再開する場合は2日前までにご連絡ください。

※食事については、身体的な理由がある場合を除き、居室への配膳は行いません。

(6) 金銭管理について

トラブルを避けるため、施設利用者間の金銭のやり取りは禁止します。また、金銭管理は各自で責任をもって行っていただきますので、保管場所や保管方法については各自でお考え下さい。施設職員は利用者の金銭管理は一切致しませんの

で予めご了承ください。

(7) 注意事項

非常口は、非常の場合以外は絶対に開閉しないでください。

ボイラー室は職員以外の立ち入りを禁止しています。

(8) 緊急時について

災害等発生時には、職員の指示に従って落ち着いて行動してください。

4. 施設職員について

施設職員は、施設の共用部分の掃除や調理、安全管理等を行います。何かあれば施設職員へご相談ください。

5. 施設の退居について

(1) 施設での生活が困難になった場合

①長期入院について

長期間にわたって入院し、退院の見込みがなくなるような場合、施設の利用を中止していただくことがありますのでご了承ください。

②要介護3以上の認定を受けた場合、または要支援1以上の介護認定を受けて共同生活が困難になった場合

ぽっぽ苑は介護施設ではありませんので、認知症になったり、健康上の理由により共同生活が困難になった場合は、相応の施設に移転していただくことになります。

※移転先の施設が決まるまでは当施設に居住していただけます。

(2) 退去する場合の手続き

退去時の部屋の修繕費については、原状回復のための修繕が必要となる場合、入居時にお預かりした敷金で賄えなければ、個人の負担で業者へ依頼することとなります。ご本人にその能力がなくなっていた場合、扶養義務者・保証人の方へ、安平町が定める極度額 20 万円まで負担していただきます。

例) 押し入れやクローゼット、窓ガラス等の建具・設備破損

床、壁、天井等のシミや汚れ、切り傷・擦り傷、家具の設置跡

ご自身で取り付けたものの撤去

※入居中に施設、設備、備品等に損害を与えたときも、入居者の負担になります。

(施設の経年劣化等で修理が必要なものは除く)

施設の利用料について

(1) 利用料早見表

居室 タイプ	居住に係る費用		小計	給食費 (希望者のみ)	1 カ月費用 合計
	管理費 ^(※1)	光熱水費			
A	10,000 円	18,000 円	28,000 円	30,000 円	58,000 円
B ^(※2)	12,000 円	18,000 円	30,000 円	30,000 円	60,000 円
C ^(※2)	15,000 円	18,000 円	33,000 円	30,000 円	63,000 円

※1 前年度所得があり所得加算の適用となる場合、管理費に+5,000 円となります。

※2 B・Cタイプは2人(夫婦入居可の)部屋となっています。光熱水費・給食費は1人当たりの金額となっているため、2人入居した場合2倍の金額になります。

(2) 敷金について

敷金は、居住に係る費用のうち、管理費の3倍の金額となります。所得加算がある方は、所得加算を含めた額の3倍となりますのでご注意ください。

居室タイプ	管理費	敷金	所得加算ありの場合	
			管理費	敷金
A	10,000 円	30,000 円	15,000 円	45,000 円
B	12,000 円	36,000 円	17,000 円	51,000 円
C	15,000 円	45,000 円	20,000 円	60,000 円

(3) 支払方法について

毎年1回、安平町役場から納入通知書を送付しますので、その納付書をもって、それぞれの納付期限(毎月25日)までに役場や町内金融機関でお支払いください。

なお、給食費等に変更があった場合は以下の通りとなります。

①追加で徴収する必要がある場合

その月の差額分で新しい納付書を発行しますのでお支払いください。

②入院等により還付が発生する場合

翌月の20日頃に、ご指定いただいた銀行口座に振り込ませていただきます。